



P6-7
令和3年度 宿毛市決算状況
P8-9
宿毛市職員の給与等の状況

令和4年12月16日(金) 元関脇 豊ノ島 関(本名:梶原 大樹さん)が
あったかいあれいセンターに訪問してくれました。



新春のあいさつ



新年あけましておめでとうございます。市民の皆様におかれましては、令和5年の新春を晴れやかに迎えの心からお慶び申し上げます。

新型コロナウイルスの発生から4年目を迎えました。引き続き収束は見通せず、さらにはロシアによるウクライナ侵攻という国際問題の発生により、世界的な軍事緊張の高まりを誘発するとともに、世界経済へも大きな影響を及ぼし、物価の高騰等、宿毛市においても影響が出ております。様々な生活が変化する中ではございますが、市民の皆様の中に寄り添いながら、引き続き緊張感を持って対応してまいります。

さて、本市におきましては昨年4月に四国横断自動車道「宿毛内海道路」が新規事業化され、中村宿毛道路以来、33年ぶりの吉報となりました。宿毛内海間

あけましておめでとうございます。

皆様方には、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、旧年中は、宿毛市議会の運営に際しまして、格別のご理解とご支援を賜り衷心より厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスが流行し始めて3年以上が経過しましたが、未だに収束しない日々が続いております。また、感染の中心が飲食の場から高齢者施設、学校、保育所等の施設や家庭内感染と変わってくる中、感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた適切な対応が求められています。

さて、昨年を振り返ってみますと、北京オリンピックにおいて、日本選手団が冬季大会での獲得メダル数で過去最多を

の自動車道整備は、経済活性化のために必要不可欠な社会資本であるとともに、防災上の観点からも「命の道」としての重要な役割を担う路線です。今後も引き続き国、県と連携し事業化区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化に向け取り組んでまいります。

昨年、市役所庁舎を高台移転したこと、発災直後から災害対応を行うことが可能となりました。本年は、これまで実施してまいりました「命を守る対策」や「助かった命をつなぐ対策」に加え、本市の現状整理や復興方針など、災害時における復興の事前準備となる「事前復興」まちづくり計画の策定に向けた準備を行ってまいります。事前復興の取り組みにより、被災しても復興できる安心感を持つことができ、復興までの期間を短縮することができると、新たな投資が

記録し、また、サッカーワールドカップカタール大会の日本代表の躍進などの明るい喜ばしいニュースがありました。その一方で3月の福島県沖を震源とする地震や9月の台風14号、台風15号などの自然災害によって多くの方々がお亡くなりになり、自然災害の脅威と災害に対する備えの大切さをあらためて認識させられました。

また、2月に開始されたロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、国際社会の平和と秩序を脅かし、人類共通の世界平和の願いを踏みにじるものであり、一日も早い平和的解決を願うものです。

さて、本年は、4月に市議会議員選挙、12月には市長選挙があり、市政の節目となる年であります。

生まれていくことにも期待をしております。

また、昨年9月には、四国初開催となるジャパンサイクルリーグ高知大会が本市で開催され、自動車専用道路を使ったプロ自転車レースは「日本初」ということもあり、約3千名の来場者を迎え、地元特産品等の地域資源を全国にPRする絶好の機会になりました。本年の継続開催はもとより、高知県とともにさらに磨き上げを行い、準備を進めてまいります。

本年4月には道の駅サニーサイドパークがリニューアルされ、小さなお子様が安心して遊ぶことのできる遊具を設置いたします。また、市民の憩いの場となるイベント広場にはキッチンカーや移動販売者が出店できる設備を完備し、新たな賑わいを創出してまいりますので、市民の皆様ぜひご利用いただければと思います。

本市が将来にわたり活力ある社会を維持していくためには、人口減少に歯止めをかけ、住みよい環境を確保していくことが極めて重要であります。

本市議会といたしましても、市政の一翼を担い、その役割を十分に果たすことで、市政の健全な発展と市民福祉の向上に寄与していかなければならないと決意を新たにしているところであります。

昨年5月からは新庁舎での議会活動を開始しました。新議場においては、電子表決システムを導入し、個々の議員の賛否状況が議場のモニターに表示されるようになり、傍聴者や視聴者の皆さんに分かりやすく伝えることができるようになります。開かれた議会を目指した議会運営を行っております。今後におきまして

ます。

引き続き、誰もが安全に暮らせる賑わいと活力に満ちた宿毛のまちづくりに向け邁進してまいりますので、より一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本年が皆様にとりまして素晴らしい年となりますよう心よりご祈念申し上げます。年頭のご挨拶といたします。

宿毛市長 中平 富宏

も、我々議員一同、鋭意、議会活動に取り組んで参る所存でありますので、なお一層のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びになりますが、新しい年が、皆様方にとりまして穏やかで良き一年でありますことを心よりご祈念申し上げます。年頭のご挨拶といたします。

宿毛市議会議員 寺田 公一

「地域の防災力向上に向けた連携と協力に関する協定」締結と訓練の実施

南海トラフ地震や増加する豪雨災害などの大規模自然災害の発生に備えて、宿毛市、宿毛警察署、宿毛消防署、宿毛海上保安署の4者により、11月14日（月）に協定を締結しました。

この協定により、課題の共有や実践的な訓練を行い、これまで以上に各機関相互の連携を深め災害対応に備えてまいります。

11月27日（日）には、協定に基づき4者合同による災害対策本部運営訓練および海風公園をメイン会場として災害救助実動訓練を実施しました。



◀ 訓練の様子

☎ 危機管理課
62-1254

令和4年度 宿毛市政善行者表彰

☎ 企画課 62-1255

11月24日（木）に令和4年度宿毛市政善行者表彰式を市役所にて行いました。中平市長が受章者の功績をたたえ、表彰状と記念品を贈呈しました。今年度の宿毛市政善行者は次の方々です。

スクレッティング株式会社
代表取締役 **伊藤 良仁** 様
(福岡県福岡市)

宿毛湾で養殖された「すくすくぶり」を使用したブリカツバーガーの売上金をご寄附いただきました。

学校法人タイケン学園グループ
理事長 **柴岡 三千夫** 様
(東京都板橋区)

本市の小中学校に英語教育用AIロボット8台、蓄電器14台、CO₂モニター107台のご寄附をいただきました。



柏原 美穂 様 (幡多郡大月町)
15年以上にわたり愛媛銀行行員としてボランティアで街区の清掃活動を継続され環境美化に著しく貢献されました。

三代木 綾 様 (中央)
15年以上にわたり愛媛銀行行員としてボランティアで街区の清掃活動を継続され環境美化に著しく貢献されました。

門谷 進 様 (二ノ宮)
25年にわたりビデオ・写真撮影を通じて宿毛市の各種行事・風景等をさまざまなメディアに投稿することで地元のPRに多大な貢献をされました。なかでも「だるま夕日」は、ANA国内線で放映されるなど、宿毛市観光の一端を担われました。

文部科学大臣表彰

☎ 企画課 62-1255

長年にわたり学校医として児童の健康状態の把握に努め、学校生活における健康診断、健康管理および健康教育について指導等を行うなど、学校保健の充実と向上に尽力された功績が認められました。

文部科学大臣表彰【学校医関係】

筒井 大八 氏 (平田)



第22回 全国障害者スポーツ大会に出場

10月29日(土)～31日(月)に第22回全国障害者スポーツ大会が栃木県にて開催され、宿毛市から富田 李さん(タイム技研高知株式会社)が水泳競技の高知県代表選手として出場されました。

皆さん、応援ありがとうございました。
これからも頑張りますので、応援よろしくをお願いします。

左：富田 李さん



大会結果

種目	順位	記録
25m 平泳ぎ	第1位	21秒68
50m 平泳ぎ	第3位	47秒83

問 高知県立障害者スポーツセンター
☎ 088-841-0021

自衛官募集相談員委嘱式

問 自衛隊高知地方協力本部 四万十地域事務所
☎ 0880-35-3096



11月8日(火)に市役所において自衛官募集相談員の委嘱式を行い、自衛隊高知地方協力本部長と市長の連名にて、4名の方が相談員として委嘱されました。

委嘱期間は2年間で、自衛官志願者に関する情報の提供や学校への募集協力の促進、自衛隊の広報活動に対する支援などを行っていただきます。

【相談員】左より二人目から ●坂本 恵理さん ●竹松 史治さん ●岩村 武さん ●多久間 榮一さん

シマノジャパンカップで大活躍

問 企画課 ☎ 62-1255

11月19日(土)～20日(日)に長崎県で開催された磯釣りの全国大会「第36回シマノジャパンカップ 磯(グレ)釣り選手権」において、中・四国予選を勝ち抜いて出場した谷本 鋼紀さんが、準優勝という大変素晴らしい成績をおさめました。



電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

問 福祉事務所
☎ 62-1240

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対し1世帯あたり5万円を支給する制度を実施しています。

申請期限 1月31日(火) ※期限内に返信・申請をお願いします。



①令和4年度住民税非課税世帯

対象者の方には、11月21日(月)に確認書を発送しています。

非課税世帯にもかかわらず、次の理由でお手元に確認書が届いていない場合は、福祉事務所までご連絡ください。

- 住民票上の住所以外に居住している場合
- 令和4年9月30日(基準日)において扶養者と離別、死別等している場合
- 令和4年1月2日(日)以降に複数回転居している場合
- 令和3年中の収入に係る税の申告が済んでいない場合

②家計急変世帯

- ①以外の世帯で、令和4年1月～12月に**予期せず家計が急変したことにより**、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯が対象です。任意の1カ月の収入等×12により判定します。次の必要書類をご準備のうえ、福祉事務所にて申請してください。
- 申請者の本人確認書類(マイナンバーカードなど)の写し
 - 申請者の受取口座確認書類(通帳など)の写し
 - 世帯員それぞれの収入、経費等の分かる書類(給与明細等の写し、帳簿など)

第74回人権週間の事業として、市内小中学校に人権作文、人権標語を募集したところ、作文39編、標語181点の応募があり、入選した作文10編の表彰と、入選した標語10点の発表を行いました。

作文の部において児童生徒たちは、学習や日常生活の中で感じた人権問題について書いており、とてもすばらしい作品ばかりでした。入選した中から作文1編と、標語をご紹介します。

作文

始めの一步

片島中学校 3年 茨木 海音

皆さんはLGBTQという言葉をご存じですか。LGBTQのLはレズビアン（女性同性愛者）Gはゲイ（男性同性愛者）Bはバイセクシュアル（両性愛者）Tはトランスジェンダー（性別越境者）そしてQはクエスチョニング（無性別）を表しています。このように、性別は男性と女性の二種類であるという古くからの固定観念をくつがえすような考え方が出てきています。LGBTQであるという方々は、決して少なくなく、身近にいてもおかしくありません。そして、LGBTQは少しずつ世間に認められつつあり、テレビなどのメディアに登場するLGBTQの方々もたくさんいます。

しかし、こういった性的少数者に対し否定的な意見をもつ人もいます。LGBTQに対する否定的な意見として、ニュースでこういった発言を耳にしたことがあります。「同性愛は心の中の問題であり、先天的なものではなく後天的な精神の障害、または依存症です。」この発言を耳にした時は、自分もあまりLGBTQについて詳しくなかったので、特に何も感じることはありませんでした。しかし、人権学習を通してこの発言に対する感じ方が変わりました。誰かを好きになるという事は、僕達と何も変わらないのに、その形が僕達とは少し違うというだけで差別され続け、周りの目を気にしながら生活していかなければならない。こうして本当の気持ちを表に出せないまま不自由な思いをしているのだと思うと、とても心が痛みました。授業の中でこんな言葉を耳にしました。「普通の反対は異常じゃない。また違った普通だ。」今でも覚えている程、納得させられた言葉でした。周りが異常だと思っていることは、その人にとっては普通のこと。自分と違うというだけで、相手に自分の価値観を押しつけ差別することの愚かさ気づかされる言葉でした。この授業を受けた後にニュースでの発言を振り返ると、全く根拠もないのに、自分と違った価値観をもっているというだけで批判をする、軽率な発言だと思いました。この他にも同性での結婚が認められなかったり、自分の価値観を押しつけて、性的少数者というだけでいじめが起こったり、LGBTQに関する問題はまだまだあります。実際、埼玉県による性的少数者に関する調査で、無作為に選んだ県民の三・三%が性的少数者にあたり、このうち六割強の人が「死ねたら」と思った経験があることがわかっているそうです。軽弾みな発言が相手を精神的に追いつめている現状が今の社会にはあるのです。僕の友達にも性的少数者だという人がいるけど、その友達も心ない発言で傷つけたことがあったそうです。そして、同性婚が認められていない日本の現状に対して、頭を抱えている人も、LGBTQの方々の中には、たくさんいるそうです。僕達が想像している以上に、同性愛が認められていないことに対しての不満や、不安を抱えている人達は多いことがわかります。

こういったLGBTQに対する問題をなくすために、今自分達にできることは、自分達だけでも、性的少数者の方々の気持ちを理解し、それを受け入れることだと思います。自分達がまず変わることによって、周りのLGBTQに対する態度や考え方もよくなっていくと思います。そして、少しずつ理解の輪も広がり、今の現状を変えることができると思います。LGBTQへの否定的な意見に対し、それは間違った考えであるということを、しっかり指摘して、少しでもそういった意見を減らしたいと思いました。社会を変えることはできなくても、周りの環境は僕達でも変えることができます。自分にうそをつかず、好きなものを好きと胸を張って言える学級、自分と違った価値観をただ否定するのではなく、お互いを尊重しあえる学校をつくるのが、僕にできることだと思います。「生きづらい」「死にたい」と、今の社会に不満を抱えて、不自由な思いをする人が、一人でも多く減るように、一人一人が自分ができることを見つけて行動するべきだと思います。その一人一人の行動こそが、LGBTQの意見が尊重される社会、自分にウソをつかず、好きなものを好きと胸をはって言える社会をつくる始めの一步になるのです。

人権標語

あそぼうと さそってあげると いいきもち

小筑紫小学校 一年 谷口 福之助

けんかして ごめんをいって なかなおり

平田小学校 二年 岡本 由葉

ありがとう みんなの心に 花がさく

大島小学校 三年 能津 紗來

ありがとう そのひとこと で つたわるよ

山奈小学校 三年 宮西 蕾光

なやまずに そうだんして ねだいじょうぶ

咸陽小学校 四年 有田 彩羽

あたたかい 人と人との つながり合い

沖の島小学校 六年 増本 泰太

差別ない 優しい世界は 言葉から

小筑紫中学校 二年 島内 陽向

みなちがう 素敵な個性 虹のよう

宿毛中学校 二年 山岡 愛依

見ないふり している人も 加害者だ

橋上中学校 二年 岡井 悠

その勇氣 きつと誰かを 救ってる

宿毛中学校 三年 矢野 菜々可

一般会計決算

歳入総額 190 億 9,391 万 2 千円、歳出総額 179 億 7,325 万 5 千円で、前年度に比べ歳入は 8.5% (17 億 7,735 万 8 千円) の減、歳出は 10.7% (21 億 6,263 万 4 千円) の減となりました。歳入は市が実施する各種事業に対して国から支出される金額や公共事業等を行うための借入金が増加したこと、歳出は普通建設事業費が増加したことが、それぞれの減額の主な要因となっています。

歳入歳出差引額は 11 億 2,065 万 7 千円で、翌年度へ繰り越す財源 3 億 3,749 万 9 千円を除いた実質収支は、7 億 8,315 万 8 千円の決算となりました。今後も大規模な建設事業が計画されていることなど多くの課題がありますので、これまで以上に財政の健全化に努めていきます。

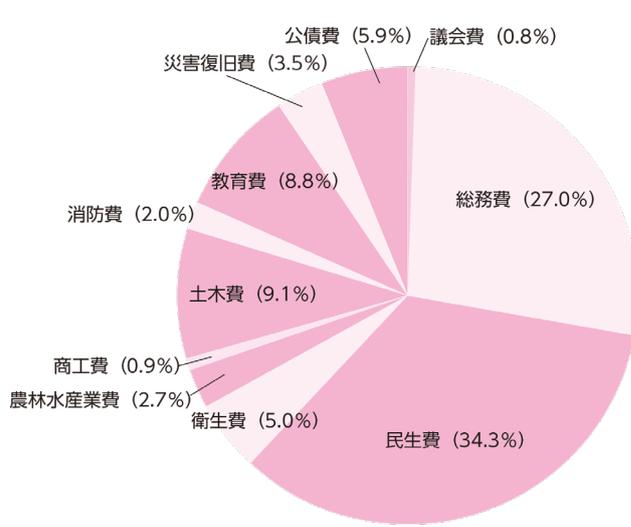
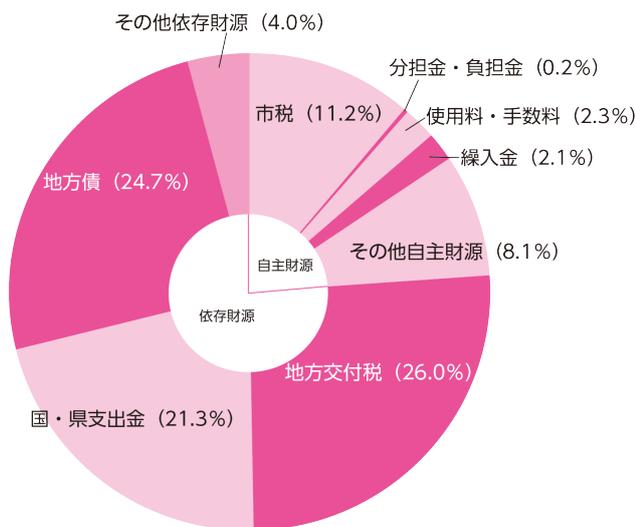
一般会計歳入

(令和4年4月1日 住民基本台帳人口 19,391人)

歳入		令和3年度 決算額 (千円)	住民一人 あたりの 金額 (円)	令和2年度 からの増減額 (千円)
自主財源	市税	2,130,079	109,849	▲ 51,464
	分担金・負担金	38,062	1,963	1,172
	使用料・手数料	445,397	22,969	▲ 27,127
	繰入金	398,295	20,540	▲ 290,896
	その他自主財源	1,553,563	80,118	509,549
	自主財源 計	4,565,396	235,439	141,234
依存財源	地方交付税	4,965,307	256,062	471,934
	国・県支出金	4,075,345	210,167	▲ 2,568,027
	地方債	4,715,649	243,188	▲ 123,985
	その他依存財源	772,215	39,823	301,486
依存財源 計	14,528,516	749,240	▲ 1,918,592	
計	19,093,912	984,679	▲ 1,777,358	

一般会計歳出

歳出	令和3年度 決算額 (千円)	住民一人 あたりの 金額 (円)	令和2年度 からの増減額 (千円)
議会費	142,635	7,356	29,150
総務費	4,859,302	250,596	▲ 1,919,945
民生費	6,166,377	318,002	1,550,168
衛生費	905,116	46,677	129,711
労働費	0	0	0
農林水産業費	487,846	25,158	▲ 19,961
商工費	153,141	7,898	51,816
土木費	1,634,168	84,275	324,496
消防費	355,646	18,341	▲ 57,753
教育費	1,573,903	81,167	▲ 1,996,666
災害復旧費	628,063	32,389	▲ 220,602
公債費	1,067,058	55,029	▲ 33,048
計	17,973,255	926,886	▲ 2,162,634



用語説明

市税：市民税、固定資産税、たばこ税、軽自動車税
 繰入金：基金（貯金）を取り崩して繰り入れた金額
 地方債：事業を行うために借り入れた金額
 自主財源：地方公共団体が自主的に収入することができる財源

依存財源：国・県により定められたり、割り当てられたりする財源
 民生費：保育所や生活保護などの福祉施策にかかる経費
 衛生費：各種予防接種やゴミ処理などの衛生施策にかかる経費
 公債費：今までに借り入れた地方債（借金）の償還金

特別会計・企業会計決算

一般会計とは別に、特定の事業を行うための会計です。宿毛市では国民健康保険事業や下水道事業など11会計（令和3年度）と、公営企業法による企業会計である水道事業会計があります。

（単位：千円）

会計	歳入総額	歳出総額	翌年度繰越額	実質収支額	歳入のうち一般会計からの繰入金
国民健康保険事業	2,837,840	2,837,840	0	0	268,866
へき地診療事業	47,010	47,010	0	0	13,519
定期船事業	298,742	298,742	0	0	16,726
特別養護老人ホーム	137,299	123,208	14,091	0	116,896
学校給食事業	214,819	214,726	93	0	126,135
下水道事業	561,151	561,004	147	0	374,191
国民宿舎運営事業	11,844	8,885	2,959	0	0
幡多西部介護認定審査会	3,348	3,348	0	0	0
介護保険事業	2,478,346	2,438,192	0	40,154	462,629
土地区画整理事業	1,868	1,868	0	0	1,827
後期高齢者医療	329,604	324,898	0	4,706	112,444
計	6,921,871	6,859,721	17,290	44,860	1,493,233
水道事業					
	区分	収入	支出	収支差引	補てん財源
	収益的収支	480,909	417,958	62,951	-
	資本的収支	41,843	358,679	▲ 316,836	316,836
	計	522,752	776,637	▲ 253,885	316,836

※実質収支額＝歳入総額－歳出総額－翌年度繰越額

令和3年度決算における財政健全化法数値

令和3年度における財政健全化法数値は、いずれの数値も早期健全化基準を上回ることはない数値となっていますが、実質公債費比率および将来負担比率は他市町村と比べると依然高い数値となっており、今後も財政健全化に向けた取り組みを継続していく必要があります。

（単位：％）

	令和3年度	早期健全化基準	説明
健全化判断比率			
実質赤字比率	-	13.97	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
連結実質赤字比率	-	18.97	全会計を対象とした実質赤字等の標準財政規模に対する比率
実質公債費比率	11.4	25.0	一般会計等が負担する借金の償還金等の標準財政規模に対する比率
将来負担比率	68.5	350.0	一般会計等が後年にわたって負担すべき負債の標準財政規模に対する比率
資金不足比率	-	20.0	公営企業（水道等）の資金不足額の事業規模に対する比率

（注）「-」のところは、黒字の決算により数値が出ていません。

《用語説明》

標準財政規模：地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもの。（宿毛市の場合は令和3年度で72億4,303万円2千円）

早期健全化基準：早期健全化基準を上回ると歳入の確保、歳出の削減などを掲げた「財政健全化計画」を定め、財政の健全化を図る必要があります。

借入金の状況

令和3年度末における借入金残高は、令和2年度末に比べて35億6,963万円増加し、住民一人あたりの総借入額は約113万円と、依然として高くなっています。

会計	令和3年度末現在高（千円）	住民一人あたりの金額（円）	令和2年度末からの増減額（千円）
一般会計	18,546,733	956,461	3,715,908
へき地診療事業特別会計	7,551	389	1,250
定期船事業特別会計	122,000	6,292	122,000
特別養護老人ホーム特別会計	182,760	9,425	▲ 107,364
学校給食事業特別会計	19,332	997	9,659
下水道事業特別会計	3,117,369	160,764	▲ 170,141
土地区画整理事業特別会計	0	0	▲ 1,680
計	21,995,745	1,134,328	3,569,632

決算審査

監査委員、市議会予算決算常任委員会から、各会計における予算は、適法かつ合理的、効果的に執行されているとの報告をいただきました。

その中で、市税等の収入未済金の回収等に向けてさらに努力するよう意見が付記されていますので、市民の皆さんや関係機関のご理解とご協力をいただき、改善に向けて取り組んでまいります。

宿毛市職員の給与等の状況

問 総務課 ☎ 62-1253

令和4年4月1日現在の宿毛市職員の給与ならびに職員数等をお知らせします。職員の給与は、生計費、国およびその他の地方公共団体の職員給与、民間事業所の従業者の給与その他の事情を考慮して定めることになっています。給与の改定は、これらの事情を総合的に判断したうえで必要な条例議案を市議会に提出し、審議された後、改定される仕組みになっています。

国家公務員と地方公務員の給料を比較する「ラスパイレス指数」

地方公共団体の職員構成が、国と同一であると仮定した国の給料水準を100とした場合の数値
 全国市平均…98.8 宿毛市…96.9 ※令和3年4月1日現在

人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和4年4月1日現在)	歳出額 A (千円)	人件費 B (千円)	人件費率 B/A (%)	
				3年度	2年度
3年度	19,391人	17,797,832	2,205,110	12.3	11.3

(注) 人件費とは、一般職・特別職に支給される給与、報酬、退職手当ならびに共済組合負担金等のことです。

職員給与費の状況（普通会計決算）

(単位：千円)

区分	職員数 A	給与費				1人あたり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B	
3年度	260人	832,785	134,177	361,421	1,328,383	5,109

(注) 1. この表は一般職員の給与費について示したものです。 2. 職員数は令和3年4月1日現在の人数です。
 3. 職員手当は職員に対して支給される扶養手当、住居手当、通勤手当などであり退職者に支給される退職手当は含まれていません。

職員の平均給料月額および平均年齢の状況

一般行政職		技能労務職	
平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
304,500円	40.7歳	264,600円	47.4歳

職員の初任給の状況（一般行政職）

区分	宿毛市	高知県	国	
一般行政職	大学卒	171,700円	186,400円	182,200円
	高校卒	150,600円	152,300円	150,600円

職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

区分	経験年数 10年	経験年数 15年	経験年数 20年	
一般行政職	大学卒	247,900円 (33.3歳)	287,000円 (38.6歳)	333,400円 (42.7歳)
	高校卒	216,200円 (29.9歳)	279,200円 (37.0歳)	277,000円 (41.1歳)

(注) 1. 現在、市役所に勤務している職員の経験年数別の平均給料月額の実態を示す数字です。
 2. 経験年数は、採用前に民間企業等に勤務した期間がある場合には、その期間を換算し採用後の勤務期間に加算した年数をいうものですが、卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している場合には、採用後の年数をいうものです。

一般行政職の級別職員数の状況

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	主事 技師	主事 技師	主査 技査	係長 主任	課長補佐 主幹	課長 主監	
職員数	19人	22人	28人	63人	28人	18人	178人
構成比	10.7%	12.4%	15.7%	35.4%	15.7%	10.1%	100%

職員の手当の状況

区分	宿毛市			国		
	3年度支給割合	期末手当	勤勉手当	3年度支給割合	期末手当	勤勉手当
期末手当 勤勉手当	6月期	1.275月分	0.95月分	6月期	1.275月分	0.95月分
	12月期	1.275月分	0.95月分	12月期	1.275月分	0.95月分
	計	2.55月分	1.90月分	計	2.55月分	1.90月分
	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有			職制上の段階、職務の級等による加算措置 有		
退職手当	支給率	自己都合	勸奨・定年	支給率	自己都合	勸奨・定年
	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
	最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)	
1人あたり平均支給額	—		20,270千円			

(注) 退職手当の1人あたり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額です。

区分	内容		国の制度と異なる内容
扶養手当	配偶者	6,500円	-
	配偶者以外の1人につき月額	10,000円	
住居手当	借家・借間居住者		-
	基礎控除額	16,000円	
	最高支給限度額	28,000円	
通勤手当	交通機関等利用者		交通用具使用について 使用距離等を細分化している
	最高支給限度額	55,000円	
	交通用具使用者		
	2,500円(片道2km以上3km未満)から最高15,700円(25km以上)		

特別職の報酬等の状況

区分	月額	期末手当(令和3年度支給割合)	
		6月期	12月期
給料	市長	734,000円	1.525月分
	副市長	628,000円	1.525月分
	教育長	581,000円	計 3.05月分
報酬	議長	405,000円	1.525月分
	副議長	340,000円	1.525月分
	議員	315,000円	計 3.05月分

職員数の状況

問 総務課 ☎ 62-1253

区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	課・所名	
	令和3年	令和4年				
一般行政	議会	4	4	0	議会事務局	
	総務 ・ 企画	58	56	▲2	派遣に伴う職員減	企画課、総務課、危機管理課、市民課、 会計課、人権推進課、都市建設課、支所、 選挙管理委員会事務局、監査委員事務局
	税務	18	18	0		税務課
	農林水産	13	13	0		産業振興課、土木課、農業委員会事務局
	商工	7	7	0		商工観光課
	土木	20	23	3	災害復旧関連に伴う職員増	土木課、都市建設課
	民生	91	87	▲4	保育園統廃合に伴う職員減 欠員不補充に伴う職員減	市民課、隣保館、福祉事務所、 地域子育て支援センター、保育園
	衛生	23	22	▲1	欠員不補充に伴う職員減	健康推進課、環境課、 沖の島へき地診療所
	小計	234	230	▲4		
特別行政	教育	26	23	▲3	業務委託に伴う職員減	学校教育課、生涯学習課、公民館、 図書館、歴史館、学校給食センター
普通会計	計	260	253	▲7		
公営企業 等会計	水道	9	8	▲1	欠員不補充に伴う職員減	水道課
	交通	8	8	0		企画課(定期船事務所)
	下水道	3	3	0		水道課
	その他	24	23	▲1	派遣に伴う職員減	市民課、税務課、長寿政策課
	小計	44	42	▲2		
合計		304	295	▲9		

(注) 本表の数値は、地方公共団体定員管理調査に基づいており、職員数は一般職に属する職員数で、職員数には休職者を含み、一部事務組合等への派遣職員ならびに会計年度任用職員および非常勤職員は除いています。

(注) 各年4月1日現在

マイナンバーカード申請等の夜間・休日窓口

問 市民課 ☎ 62-1233

マイナンバーカード交付申請の増加に伴い、カード交付申請およびカード交付のための休日窓口を開設します。平日の申請・受け取りが難しい方はご利用ください。また、毎月第2・4木曜の夜間窓口も継続して行います。

取扱業務 ●マイナンバーカードの交付 ●電子証明書の更新 ●マイナンバーカードの交付申請

1月 休日窓口

開設日 1月29日(日)

時間 10時～16時

毎月 夜間窓口

開設日 毎月第2・4木曜日※休日の場合はその前日の水曜日

時間 17時15分～19時

※マイナンバーカード交付は、交付通知書(ハガキ)の記載内容を確認し、必要書類をお持ちください。

※電子証明書の暗証番号が分からない方は、マイナンバーカードと公的な身分証明書(運転免許証等)をお持ちください。

※マイナンバーカードの交付申請をされる方は、マイナンバーカード交付申請書および公的な身分証明書(運転免許証等)をお持ちください。

交付予約システム

予約なしでも交付可能ですが、予約の方を優先します。交付対象者が多いため、長時間お待たせする場合がありますので、交付予約システムをご利用ください。



住民票の写し等のコンビニ交付サービス

問 市民課 ☎ 62-1233

マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストア店舗内のマルチコピー機で住民票の写しと印鑑登録証明書が取得できるコンビニ交付サービスを実施しています。

利用できるサービス

●住民票の写しの交付※一部記載できない内容があります。

●印鑑登録証明書の交付

利用料金 1通あたり 350円

対象店舗 全国のローソン、ファミリーマート、セブン-イレブンなど

利用時間 6時30分～23時

※12月29日～1月3日、メンテナンス日を除く

※対象店舗は、地方公共団体情報システム機構HPをご参照ください。

※マルチコピー機を設置していない店舗では利用できません。

利用方法

行政サービス
を選択

マイナンバーカードを置き、
お住まいの市区町村の証明書を選択

利用者証明用の暗証
番号(4桁)を入力

マイナンバー
カードを取り外す

必要な証明書や部数などを
選択し発行内容を確認

料金を支払う

証明書発行

取り忘れがないか確認し、
音声停止用ボタンを押す

※コンビニ交付で取得した住民票の写しなどに請求誤りがあった場合、返金できません。

※3回続けて暗証番号を間違えるとロックがかかります。再設定等が必要な場合、ご本人がマイナンバーカードと公的な身分証明書(運転免許証等)を持って市民課までお越しください。

令和4年度宿毛市スポーツ賞候補者の推薦

問 生涯学習課 ☎ 62-1245

体育・スポーツの普及振興に顕著な功績を挙げた団体、個人に宿毛市スポーツ賞を授与します。推薦書に必要事項を記入の上、添付書類とともに推薦してください。

受賞者は、選考委員会で審議のうえ決定します。

表彰対象 原則として、宿毛市に住所を有する者および出身者。

※公的職務・営業として体育の指導などを行っている方、親善交流を目的とした競技会での成績は対象としません。

※団体のうち、宿毛市内在住および出身者が2/3以上であれば団体表彰、2/3未満であれば個人表彰とします。

選考期間 令和4年1月1日～12月31日までの1年間 提出先 生涯学習課

提出期限 1月16日(月)※推薦書は宿毛市HPまたは生涯学習課へ備え付けていますのでご利用ください。



令和4年度 自衛官募集

防衛省では自衛官の募集をしています。

- 募集種目** 自衛官候補生
- 受付期間** 年間を通じて受付
- 試験期日** 受付時または自衛隊高知地方協力本部HPにてお知らせします。
- 受験資格** 18歳以上33歳未満の者
- 問** 自衛隊高知地方協力本部
四万十地域事務所
☎ 0880-35-3096 (FAX 兼)

市営住宅等入居者募集

市営住宅

- 募集団地** ●西町第2団地 1戸3DK
●小森団地 1戸3DK
●橋上団地 1戸3LDK
- 受付期間** 1月11日(水)～24日(火)
- ※土・日・祝日を除く

西町地域振興住宅

- 所在地** 宿毛市西町4丁目2番20号
- 間取り** 3DK (6帖×2と4帖半×1)
- 契約方式** 定期借家方式
- 家賃** 30,000円
- 共益費** 2,000円
- 駐車場** 1,000円/1台
- 敷金** 90,000円 (家賃×3ヵ月)
- 受付期間** 随時受付

共通

- 入居資格** 条件有り
- 申込書** 都市建設課・小筑紫支所・東部支所・中央支所で配布
- 受付場所** 都市建設課
- 問** 都市建設課 ☎ 62-1251

第22回 芸能発表会

新春恒例の公民館サークル活動メンバーによる「芸能発表会」を開催します。この発表会はお互いの親睦を深めるとともに、練習の成果を発表する晴れ舞台です。ここ2年間は新型コロナウイルス感染拡大により行えませんでした。感染症対策に最大限努力して開催します。日本舞踊、歌謡体操、フラダンスなど多様なステージをお楽しみください。

- 日時** 1月22日(日) 13時～
- 場所** 宿毛文教センター1階 多目的ホール
- 料金** 無料 **申込** 不要
- ※新型コロナウイルス感染状況によっては中止になることもあります。
- 問** 中央公民館 ☎ 63-2618

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(第11回特別弔慰金)

対象者

令和2年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

戦没者等の死亡当時のご遺族で

- ①令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- ②戦没者等の子
- ③戦没者等の●父母 ●孫 ●祖父母 ●兄弟姉妹

※戦没者死亡当時、生計関係を有しているかどうかにより、順番が入れ替わります。

- ④上記①から③以外の戦没者等の三親等内の親族

※戦没者の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

受付場所 福祉事務所

請求期限 3月31日(金)

※請求期限を過ぎると第11回特別弔慰金を受けることができなくなります。

問 福祉事務所 ☎ 62-1240

無料人権相談

宿毛市人権擁護委員による、婚姻・扶養・相続・金銭貸借・土地建物貸借・登記・戸籍・交通事故などに関わる人権問題についてのご相談を承ります。

日時 2月1日(水)10時～15時
(12時～13時 お昼休み)

場所 宿毛文教センター2階 会議室1

※事前予約制(要連絡)

※相談時間1人30分以内

※相談無料

※秘密厳守

主催 高知地方法務局四万十支局

問 人権推進課 ☎ 62-1258

高知地方法務局四万十支局

☎ 0880-34-1600



水道メーター(量水器) 取り替え

水道メーターの使用期限は、計量法により8年とされているため、有効期限内に無料で取り替えを行っています。今回は令和6年3月末までに有効期限を過ぎる水道メーターの取り替え作業を行います。

期間 1月31日(火)まで(予定)

●該当メーター

「上水道ご使用量のお知らせ」に記載されているメーター番号のアルファベット以下2桁の数字が27の量水器(例)A27-〇〇〇

※業者は宿毛市が発行する量水器取替作業員身分証を携帯しています。

※取り替え作業中は水道が使用できません(15分～30分程度)。

※ご不在の場合でも、取り替え可能な場合は施工します。その際は、取り替え済みのお知らせを郵便受け等に入れておきます。

問 水道課 ☎ 62-1248

冬は水道管の凍結・破裂にご注意ください!

屋外にある蛇口や温水器などで露出している配管が夜間に凍結し、翌朝に水が出なかったり管が破裂することがあります。

水道管が凍らないようにするためには、保温材(古い毛布や発泡スチロール等)を巻き付け、その上からビニールテープなどを巻いて固定するとよいです。また、専用の保温チューブもホームセンターなどで市販されています。

※その他、蛇口を少し開けて糸状に少量の水を流し続けることでも凍結防止になりますが、この場合は水道料金がかかりますので、出し過ぎないようにご注意ください。

問 水道課 ☎ 62-1248



今月の「はなちゃんクイズ!」コーナーは、お休みします。 **問** 企画課 ☎ 62-1255

イベント

すくも マルシェ

宿毛!! ワクワクたいけんひろば

子どもだけでなく高齢者や障害者など誰もが垣根なくすごせる居場所づくりを目指しています。

1 14(土) 習字教室 (かきぞめ)

日時 1月14日(土) 10時~12時

内容 習字の基礎を教わりながらみんなで
新年のかきぞめをしましょう。

講師 野中 道八 先生

1 28(土) 郷土料理教室& アピールポスター作り

日時 1月28日(土) 10時~15時30分

内容 宿毛の郷土料理である「鯛めし」の作り方を教え
てもらい、みんなで食べ、午後からは「鯛めしアピ
ールポスター」を作成します。

講師 すくも湾漁協栄喜女性部の皆さん

※10時~15時30分まで参加できる方が対象です。

参加費 500円

対象 小・中学生とその保護者

申込 事前申込制

場所 正和児童館

LINEでの
申し込みも
受け付けます。



主催 宿毛市

※皆さんに安心して参加していただけるよう、マスクの着用、手指の消毒などの新型コロナウイルス感染予防対策
をしっかりとったうえで開催します。皆様のご協力をお願いします。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、やむを得ず内容を変更または中止とする場合があります。詳しくは、
お問い合わせください。

問 (特非) じんけんネットすくも ☎ 090-9710-3321 (土・日・祝日を除く 9時~17時)

1 28(土) しげちゃんち ~障害のある子どもとその家族みんなで楽しもう~

障害のある子どもやそのきょうだい児が、遊びを通して様々な体験や交流ができ、障害のある子を
持つ保護者同士も情報交換や相談し合える場所を目指しています。

日時 1月28日(土) 14時~15時30分

場所 正和隣保館

参加費 無料

内容 リトミック 講師 山崎 純代 さん

対象 18歳未満の障害のある子どもやそのきょうだい児・保護者

申込 申込制 (定員 20名程度)

主催 (特非) じんけんネットすくも 後援 宿毛市

※新型コロナウイルス感染防止対策として、マスクの着用、手指の消毒などのご協力をお願いします。

※子どもだけの参加はできません。

問 手代岡児童館 ☎ 66-0756 (土・日・祝日を除く 9時~17時)





みんなの 家 おうち

心も体もホッとできるあたたかい、安心安全な第3の居場所を提供する事業、イベントを行っています。開催予定は次のとおりです。

日時 毎週火・木曜日 13時～18時

※1月3日(火)・1月5日(木)はお休み

場所 みんなの家 おうち (中央1丁目1-30)

内容 【子どもから大人までの居場所】

赤ちゃん連れや地域の方など誰でも利用できます。スタッフと一緒に物づくりを楽しみませんか？宿題したり、遊んだり、お友達と一緒にどうぞ！

参加費 無料

主催 NPO 法人ゆめ・スマイル

後援 宿毛市

問 ゆめ・スマイル ☎ 090-4780-5706



1

21 土

ゆめ・スマイルイベント

冬のおうちあそび♪

寒～い冬の中でも、楽しい遊びはたくさんあります。

みんなと一緒に「冬のおうちあそび」しませんか？

日時 1月21日(土) 10時～12時

場所 みんなの家 おうち (中央1丁目1-30)

参加費 無料

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、中止となる場合があります。

お問い合わせは
こちら▼

主催 NPO 法人ゆめ・スマイル

後援 宿毛市

問 ゆめ・スマイル ☎ 090-4780-5706



1

21 土

こども食堂 ゆめ

日時 1月21日(土) 12時～

場所 みんなの家 おうち (中央1丁目1-30)

内容 ゆめ・スマイルイベント「冬のおうちあそび」の後、お弁当を50食程度配布します。※なくなり次第終了。

【1月のメニュー】

●カレーライス ●野菜のキッシュ ●マカロニサラダ ●りんごのパウンドケーキ ●果物

料金 お弁当 200円

予約 不要

主催 NPO 法人ゆめ・スマイル (こども食堂ゆめ)

後援 宿毛市

問 こども食堂ゆめ ☎ 090-5146-7529



坂本図書館長期休館

問 坂本図書館 ☎ 63-2654

図書館システム更新移行作業および資料整理のため、次の期間を休館させていただきます。長期休館となり、ご不便をおかけしますがご了承ください。

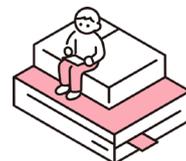
なお、返却ポストは通常どおり、ご利用いただけます。 **期間** 1月23日(月)～2月3日(金)

雑誌・図書を差し上げます

問 坂本図書館 ☎ 63-2654

保存年限を経過した雑誌や除籍した図書を差し上げます。

2月16日(木)までは冊数制限を設けていますので、その範囲内でお持ち帰りください。



期間 2月4日(土)～※休館日は除く

冊数 ●雑誌 1人 3冊まで

時間 10時～18時30分

●図書 1人30冊まで

※土・日・祝日は10時～18時

※2月17日(金)からは雑誌・図書ともに冊数制限はありません。

場所 坂本図書館

坂本図書館新刊だより

問 坂本図書館 ☎ 63-2654

(内容紹介は、(株)図書館流通センター TRC MARC より)

●うさぎタウンのパン屋さん



小手鞠 るい 作 / 松倉 香子 絵
講談社

きょうは「黒うさぎのパン屋さん」の開店日。「ようこそ、いらっしやいませ!」と、お店のドアを開けたのは、パン職人の黒うさぎ、くるみくんです。お客さんが次々やってきて…。1年生がひとりで読める、やさしい物語。

●芥川龍之介大活字本シリーズ



芥川 龍之介 著 / 三和書籍

御釈迦様は極楽の蓮池のふちを、御歩きになっていらっしやいました。この蓮池の下は、丁度地獄の底に当って居り…。「蜘蛛の糸」をはじめ、「神神の微笑」「妖婆」など全7篇の芥川龍之介の作品を大活字、読み仮名付きで収録。

※大活字とは、通常の本より文字が大きく書かれてあるので読みやすい本です。図書館には大活字本のコーナーもありますので一度手に取ってみてください。

●スタジオジブリのヒロインがいっぱい

スタジオジブリ 監修 / 徳間書店児童書編集部 編
徳間書店

石原 慎太郎 著 / 文藝春秋

●未来の食べもの大研究

石川 伸一 監修 / PHP 研究所

●子育て神フレーズ

横山 洋子 著 / 永岡書店

成年後見制度

問 長寿政策課 (認知症関連)

☎ 62-1234

福祉事務所 (知的・精神障害関連)

☎ 62-1240

認知症、知的障害、精神障害などにより、契約やいろいろな手続きを一人で決めることに不安や心配のある方に対して、法律的に支援する制度です。

任意後見制度

将来、何かを自分で決められなくなった時に、財産の管理が心配!



財産管理や契約等を支援する**任意後見人**を選んでおける。

判断能力が不十分で、契約や手続きがとどこおる!



成年後見人等が**本人に代わって契約や手続き**をする。

法定後見制度

物忘れがひどくなり、だまされて借金をくり返す! 正しい判断ができず、不当な契約を結ばされる!



成年後見人等が**不当な契約を取り消す**。

※任意後見制度と法定後見制度では手続きの流れが違います。

※詳しくは問い合わせ先または「成年後見はわかり 厚生労働省」HPでご確認ください。



宿毛市では令和5年度の会計年度任用職員の登録を随時募集しています。

会計年度任用職員の登録

行政事務等を補助する方を事前に名簿へ登録し、業務の必要に応じて登録された方の中から面接を行い、それぞれの部署において、採用していくものです。

登録を希望される方は、申込方法をご確認のうえ、お申し込みください。

※この登録は、宿毛市で会計年度任用職員が必要となった時のために事前に登録するものであり、登録された方の雇用を約束するものではありません。

申込方法 市販の履歴書に必要事項を記入し、写真を貼付のうえ、郵送または持参してください。

採用方法 登録された方の中から面接を行い、採用を決定します。

※雇用については不定期であり、すぐに採用されない場合があるほか職種によっては登録しても雇用されない場合もあります。

※雇用は選考であり、登録された順番ではありません。

対象者 18歳以上の方

勤務条件 ●職 種 一般事務、保育士、船員、学校教育支援員、看護師など

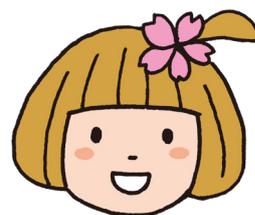
●勤務場所 本庁、出先機関

●勤務日 月～金曜日の週5日以内（職種により異なります）

●勤務時間 8時30分～17時15分（職種により異なります）

●社会保険 雇用期間および雇用形態により、健康保険・厚生年金・雇用保険に加入

郵送先 〒788-8686 希望ヶ丘1番地 総務課人事係



消火栓等付近への駐車はやめよう

問 宿毛消防署 ☎ 63-3111 (代表)
☎ 63-3300 (火災・災害用)

消防水利とは

消火栓と消火栓以外の2つに分類されます。消火栓以外の水利は自然水利と人工水利に分けられます。自然水利には河川、海、池、井戸などがあり、人工水利は防火水槽、プールなどがあります。

大規模な地震が発生した場合、同時に多数の火災が発生し大きく燃え広がることが考えられます。また、地震の影響で消火栓の配管が壊れ、使用不可になることを想定した場合、防火水槽が必要不可欠になります。

消防水利の標示方法としては、一般的に標識によるものと消防水利の周囲を塗装する方法があります。標識による標示内容は「消火栓」「防火水槽」「消防水利」の3種類があります。塗装による標示方法は、消火栓および防火水槽の鉄蓋の周囲を黄色で塗装しています。

なお、消火栓等は消防車が吸水しやすいように、道路脇や歩道上に設置されています。



違法駐車はやめよう

消火栓や防火水槽をはじめとする消防水利は、消火活動には欠かすことのできないものです。火災発生時、消火に必要な水を消防隊に供給するために設置しています。

消火栓や消防水利の標識付近に駐車することは、道路交通法で禁止されています。違法な駐車は、一刻を争う消火活動の障害になります。消防水利周辺には駐車しないよう、ご理解とご協力をお願いします。また、震災時にやむを得ず道路上に車を置いて避難する際は、カギをつけたままにしてください。

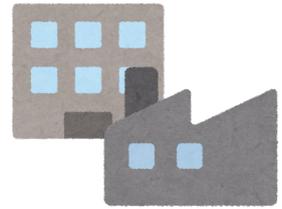
道路交通法で駐車を禁止している場所

- 消火栓から5m以内の部分
- 消防用防火水槽の吸水口もしくは吸管投入孔から5m以内の部分
- 消防用防火水槽の側端またはこれらの道路に接する出入口から5m以内の部分
- 指定消防水利（プール、池、井戸、河川等）の標識が設置されている位置から5m以内の部分
- 消防用機械器具の置き場（消防自動車等の車庫や消火ホース格納箱等）の側端またはこれらの道路に接する出入口から5m以内の部分
- 火災報知機から1m以内の部分
- 駐車車両の右側の道路上に3.5m以上余地がない場合

過疎地域における固定資産税の課税免除

問 税務課 ☎ 62-1237

令和4年4月1日付けで、宿毛市が「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に規定する過疎地域に指定されました。それに伴い、宿毛市過疎地域持続的発展計画において振興すべき業種として定められた事業の用に供する設備を取得等（*）した場合、次の要件を満たす対象資産に係る固定資産税の課税免除の適用を受けることができます。



適用を受けるためには、「固定資産税の課税免除申請書」の提出が必要です。

対象 青色申告している個人または法人 **対象地域** 市内全域

対象業種 製造業・旅館業（下宿営業を除く）・情報サービス業等・農林水産物等販売業

適用範囲 令和4年4月1日以降に取得等（*）した家屋・償却資産（機械・装置）・土地（当該家屋の敷地）

対象要件

製造業・旅館業（下宿営業を除く）

資本金	設備取得価額の合計
5,000万円以下	500万円以上
5,000万円超	1,000万円以上
1億円超	2,000万円以上
	※個人事業者は500万円以上

情報サービス業等・農林水産物等販売業

設備取得価額の合計が500万円以上

※土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に対象となる家屋の建設の着手があった土地が課税免除対象になりますが、取得価額は対象となる要件の取得等（*）の金額には含まれません。

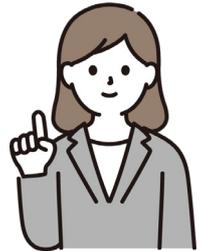
※資本金5,000万円超の法人については、新設または増設に係る取得の場合に限ります。

【課税免除適用期間】 最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後、3年度分

申請期限 事業の用に供した日の翌年の1月31日まで（1月1日に取得した場合は、その年の1月31日まで）

※固定資産税の課税免除申請をするためには、事前に対象資産の取得等（*）が計画に適合するかを確認するため、「確認申請書」の提出が必要となりますので、詳細はお問い合わせください。

*取得等とは、取得、製作、建設または改修など。



国税、県税についても優遇措置がありますので、詳細はお問い合わせください。

問 国税：中村税務署 ☎ 0880-35-2135 県税：幡多県税事務所 ☎ 0880-35-5972

宿毛市では半島地域の税制特例制度により、国税・地方税の優遇措置が受けられます

対象地域 宿毛市内全域

適用期限 3月31日（金）まで

- 優遇措置**
- 国税：割増償却
 - 県税：不均一課税（事業税・不動産取得税）
 - 市税：不均一課税（固定資産税）

対象業種 製造業・旅館業（下宿営業を除く）・情報サービス業等・農林水産物等販売業

国税・地方税の優遇措置の各担当		
国税	県税	市税
中村税務署 ☎ 0880-35-2135	幡多県税事務所 ☎ 0880-35-5972	税務課固定資産税係 ☎ 62-1237

必要書類や詳しい要件、申請時期など、詳細は担当にご確認ください。

問 企画課 ☎ 62-1255

障害者控除対象者認定書

問 長寿政策課 ☎ 62-1234

要介護認定を受けている方で障害者控除の対象となる方は、申請することにより「障害者控除対象者認定書」が交付されます。「障害者控除対象者認定書」は所得税確定申告または市・県民税の申告の際に、障害者控除の資料としてご利用いただけます。



対象者 次の要件をいずれも満たす方

- 認定を受けたい年の12月31日時点において、宿毛市に住民登録がある満65歳以上の方であって、要介護3～5のいずれかの認定を受けている方
- 身体障害者手帳などの交付を受けていない方

申請方法 申請書に必要事項を記入のうえ、長寿政策課に直接持参または郵送してください。

※申請書は長寿政策課の窓口で配布するほか、宿毛市HPからも取得できます。

受付 1月4日(水)～



年金受給者の事前申告および事前相談

問 税務課 ☎ 62-1238

令和4年分の所得税および復興特別所得税の確定申告期間は2月16日(木)～3月15日(水)ですが、次のとおり事前申告および事前相談をお受けします。

日時 2月6日(月)～10日(金) 9時～16時30分 **場所** 宿毛市役所1階 税務課窓口

予約 事前申告・事前相談される方は、**必ず電話で予約**のうえ、予約した日時にご来庁ください。

※予約されていない方の事前申告・事前相談は、お受けすることができません。

※1日にお受けできる人数に限りがあるため、予約をお受けできない場合がありますので、ご了承ください。

事前申告

対象者 年金所得のみの方で、所得税が源泉徴収されており、還付が発生する方

※年金所得のほかに所得がある方は、通常の申告期間中に確定申告を行ってください。

- 必要な物**
- 公的年金等の源泉徴収票
 - 申告者名義の預貯金口座が分かるもの
 - 障害者手帳等
 - 社会保険料の支払額の分かるもの
 - 生命保険料や地震保険料等の控除証明書
 - 医療費控除の明細書※必ず事前に作成してください。
 - 本人確認書類(マイナンバーカード等)

事前相談

対象者 初年度の住宅ローン控除、土地建物譲渡、株の申告、山林所得のある方

※申告相談会場において申告書の作成が完了しない可能性があるため、事前に申告にかかる相談をお受けします。

※申告の受付はできません。

源泉徴収票が送付されます。～確定申告まで大切に保管を～

老齢年金は、所得税法上の雑所得として課税の対象となります。

そのため、老齢年金を受けている方には、日本年金機構から1年間の年金支払い総額などを記載した「公的年金等の源泉徴収票」が1月中旬～下旬にかけて順次発送予定です。確定申告の際に提出してください。

※障害年金・遺族年金は、課税の対象となっていないため、源泉徴収票は送付されません。

※源泉徴収票を紛失した場合や未着の場合等には、再交付の受付を行っています。

問 幡多年金事務所 ☎ 0880-34-1616 (自動音声案内)

休日市税納付窓口開設日			
月	日	場所	開設時間
1	22(日)	市役所税務課	9:00～17:00

●お昼休みも納付できます。 ●コンビニ等でも納付できます。

納 期 限	国民健康保険税 7期	1/31(火)
	介護保険料 7期	
	後期高齢者医療保険料 7期	

納付は **口座振替・コンビニ納付** が便利

高知けいば パルス宿毛	1月	1・8・9・10・11・15・17・18・ 22・24・25・29・31
	2月	1・5・12・13・14・19・21・22・26・28

特別障害給付金制度

問 幡多年金事務所
☎ 0880-34-1616 (自動音声案内)

特別障害給付金制度とは、国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金の発展過程において生じた特別な事情により、福祉的措置として、平成17年4月より創設された制度です。

支給対象

平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生

次の①または②の昼間部在学していた学生(定時制、夜間部、通信を除く。)

- ①大学(大学院)、短大、高等学校および高等専門学校
- ②在学期間が昭和61年4月～平成3年3月までは、上記①に加え、専修学校および一部の各種学校

昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者

- ①被用者年金制度(厚生年金保険、共済組合等)の加入者の配偶者
- ②被用者年金制度の加入者で老齢給付受給権者および受給資格期間満了者(通算老齢・通算退職年金を除く)の配偶者
- ③被用者年金制度の加入者で障害年金受給者の配偶者
- ④国会議員の配偶者
- ⑤地方議会議員の配偶者(ただし、昭和37年12月以降)

※当時、任意加入していなかった期間内に初診日(*)があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある方が対象となり、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当し、請求された方に限られます。

※障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象になりません。

※給付金を受けるためには、厚生労働大臣の認定が必要になります。

※障害の原因となる傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日

支給額

- 障害基礎年金1級相当に該当する方：令和4年度基本月額 52,300円
- 障害基礎年金2級相当に該当する方：令和4年度基本月額 41,840円

※特別障害給付金の請求は、65歳に達する日の前日までに行っていただく必要があります。

※老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合には、その受給額分を差し引いた額を支給します。

※老齢年金等の額が特別障害給付金の額を上回る場合は、特別障害給付金は支給されません。



20歳になったら国民年金

問 幡多年金事務所
☎ 0880-34-1616 (自動音声案内)

～新成人の皆さんへ～

国民年金の制度は、年をとったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

20歳以上60歳未満の方が加入し、保険料を納める仕組みです。20歳になったら「国民年金加入のお知らせ」が日本年金機構から届きますので、忘れずに保険料を納めましょう。

保険料を未納のまま放置すると、年金の給付を受け取ることができない場合があります。また、保険料を納めることが経済的に困難な場合に、学生納付特例制度や免除・納付猶予制度(*)があります。保険料を納められないときは未納のまま放置せず、これらの申請をしてください。

*学生の方は免除・納付猶予制度はご利用いただけません。学生納付特例制度をご利用ください。



日本年金機構幡多年金事務所による

年金相談

問 幡多年金事務所
☎ 0880-34-1616 (自動音声案内)

日時 1月17日(火)
9時30分～12時、13時～15時

場所 宿毛市役所 **受付** 市民課年金係

予約 幡多年金事務所へ**直接予約のお電話**をしてください。

必要なもの

- 年金手帳や基礎年金番号通知書または年金証書
- 年金の手続きであれば送られてきた書類一式
- 本人確認ができるもの
- マイナンバーの分かるもの

代理人の場合

- 委任状 ●代理人の本人確認ができるもの

※詳細については、ご予約の際にお尋ねください。

「ポリファーマシー」をご存じですか？

問 市民課 ☎62-1233

ポリファーマシーとは、ポリ（複数の）とファーマシー（調剤）を合わせた言葉で、多剤服用などと訳されますが、単に服用する薬の数が多いことではありません。必要以上の薬や不要な薬を服用しているために、副作用を起こしたり、きちんと薬を飲めなくなったりしている状態をいいます。

なぜ薬が増えるの？

高齢になると、複数の病気を持つことにより、処方される薬の種類が増える傾向があります。また、受診する医療機関が複数になることも薬が増える原因です。

なぜ副作用が起こりやすいの？

高齢になると、肝臓や腎臓の働きが弱くなり、薬を分解したり、体の外に排泄したりするのに時間がかかるようになります。また、薬の数が増えると、薬同士が相互に影響し合うこともあります。そのため、薬が効きすぎてしまったり、効かなかったり、副作用が出やすくなったりすることがあります。

気になる症状は医師や薬剤師に相談

薬を飲んでいて「なにか変だな」「いつもと違う」と感じて、自分で薬をやめたり、減らしたりするのはよくありません。必ず、かかりつけの医師や薬剤師に相談しましょう。その際、いつ頃からどのような症状が出てきたのか、気になる症状についてメモしておきましょう。また、健康食品やサプリメントを飲んでいる場合は、その情報も伝えましょう。

【気になる症状の例】食欲低下、ふらつき、めまい、物忘れ、気分がしずむ、眠気、おしっこが出にくい、便秘 など

お薬手帳は1冊に

お薬手帳を活用することで、不要な薬を減らしたり、危険な飲み合わせを避けたりすることができます。医療機関を受診するときや薬局に行くときは、必ずお薬手帳を持参しましょう。お薬手帳は病院や薬局ごとに分けずに、1冊にまとめておきましょう。また、お薬手帳は、服用している薬の情報を医師や薬剤師へ正確に伝える役割のほかに災害などの緊急時にも役立ちます。

※マイナンバーカードの保険証利用を申し込むことにより、マイナポータルでご自身の薬剤情報をいつでもどこでも確認することができます。また、本人が同意をすれば、医師や薬剤師と薬剤情報を共有できます。マイナポイントの申込期限（2月末まで）も迫っていますので、ぜひこの機会にお申し込みください。

浴室での「ヒートショック」防止

問 長寿政策課 ☎62-1234

「ヒートショック」とは、急激な気温の変化によって血圧が大きく変動することをきっかけとして起こる体調トラブルのことです。失神、不整脈、心筋梗塞、脳梗塞などを起こすことがあり、命を落とす危険もあります。東京消防庁等による調査・研究によると、浴室での「ヒートショック」に関係していると思われる事故は、12月、1月、2月という冬場に圧倒的に多く、特に高齢者に多いことが明らかになっています。

浴室で「ヒートショック」が起こる理由として考えられること

● 暖かい部屋から寒い脱衣所で服を脱ぎ、寒い浴室へ入る

服を脱ぐことで、体温が奪われて血管が収縮し、**血圧が急激に上がります。**



● 急に熱い湯船に入る

体が温まることで、血管が拡張し、**血圧が急激に下がります。**

温度差による血圧の「急激な変化」です。

ヒートショックを防ぐためにできること

十分な水分補給をする

冬場はつい長湯をしてしまい、気づかない間に脱水症状を起こしている場合があります。入浴前後にコップ1杯の水やお茶を摂取するように心がけましょう。



温度差をなくす

脱衣所や浴室の室温が低くならないよう、暖房器具を使って温めておくのがおすすめです。

お湯の温度は41度以下にし、長湯をしない

室温が20度以下の場合、湯温が41度を超える熱いお湯は血圧を上昇させるため気をつけましょう。

湯船に入る前かけ湯をする

浴室が暖かくても、冷えた体で急にお風呂につかるとヒートショックを起こすことがあるため、かけ湯は肩よりも、みぞおちから下にかけてしましょう。肩からかけ湯をすると、しばらく経つと冷えて、無意識に肩まで湯につかっしまい、心臓に負担をかけることになります。



入浴前は家族に声かけをする

何かあった時にすぐに気づけるよう、家族がいる時間帯での入浴を心がけ、家族がいる方はお互いに「お風呂に入るよ」と声をかけ合ひましょう。気温が下がる前の夕方までの入浴が予防には効果的です。

体調が悪い、飲酒後、食後すぐ、精神安定剤や睡眠薬を飲んだ後、気温が低い早朝や深夜には入浴を控えましょう。

高知家健康パスポート ランクアップ抽選

問 健康推進課 ☎62-1235

高知家健康パスポートをランクアップすると健康増進に関する景品が当たるランクアップ抽選の締め切りまで、あと少しとなりました。ランクアップして素敵な景品をゲットしましょう。

景品（予定） ●シティーサイクル ●血圧計 など

ランクアップ有効期間 令和4年4月1日（金）～令和5年2月28日（火）

抽選権利獲得口数 ●健康パスポートアプリⅡ 抽選権利1口

●健康パスポートアプリⅢ 抽選権利2口

●健康パスポートアプリマイスター 抽選権利3口

※自動で抽選権利が獲得
できます。

対象者 20歳以上 ※宿毛市に住民登録のある方限定です。

抽選時期 3月上旬 ※当選された方にはハガキでお知らせします。



健康フェス

問 健康推進課 ☎62-1235

正しいウォーキング方法を身に付け、健康チェックができるイベントです。

運動習慣は、生活習慣病（高血圧症、脂質異常症、糖尿病など）の予防にとっても有効です。

この機会に、カロリー消費アップ・美姿勢を身に付ける等、効果的な運動を取り入れませんか。

日時 2月4日（土）10時～12時（受付9時～10時）

場所 宿毛市和田体育館

内容 ●正しいウォーキング方法の講習 ●ウォーキング ●健康的な生活に関する講話
●健康チェック（血液サラサラ度測定・骨密度測定等）※受付後9時～10時の間で健康チェックを行います。

講師 健康運動指導士 仙頭 文香 さん

持ち物 水分補給できるもの

服装 動きやすい靴・服装

申込 不要

※健康パスポートヘルシーポイントを付与します。

※検温・消毒等、新型コロナウイルス感染防止対策を実施して開催します。



猫の被害でお困りの方へ

問 健康推進課 ☎62-1235

最近、猫が増えてその糞尿被害等に困っているといった相談が多く寄せられています。猫は、愛護動物として「動物の愛護および管理に関する法律」によって守られています。市町村での捕獲や持ち込みによる引き取りは行っていません。宿毛市では、猫の糞尿被害等の対策として次のことを行っています。

- ① 飼い主のいない猫に無責任な餌やりをしている方への啓発
- ② 飼い主のいない猫への不妊手術の推奨
- ③ 敷地内に猫が入らない対策などの情報提供
- ④ 飼い猫の室内飼育の呼びかけ
- ⑤ 猫の遺棄がある地域への看板設置

※段ボールに入れられるなどして捨てられた猫につきましては、見つけ次第警察に連絡してください。

また、猫の不必要な繁殖および飼い主のいない猫の増加を抑えるため、不妊手術費用に対する県や市の助成金もありますのでご相談ください。不幸な命を増やさない対策と、糞尿被害等をなくすためのご協力をお願いします。



母子保健

乳児健康診査

対象児に個人通知します。

日	場 所	受 付 時 間
10 金	宿毛文教センター	9:00 ~ 10:00

3歳児健康診査

対象児に個人通知します。

日	場 所	受 付 時 間
1 水	宿毛文教センター	12:15 ~ 13:35

赤ちゃん広場

日	場 所	実 施 時 間
2 木	宿毛市総合社会福祉センター	9:30 ~ 11:30
	和田集会所	

成人保健

各種検診の結果

宿毛市が実施する次の実施日までの集団検診について、精密検査が必要な方には通知が完了しています。

検 診	実 施 日
肺がんおよび結核検診	11月15日(火)
胃がん検診	11月15日(火)
大腸がん検診	11月22日(火) 回収分
前立腺がん検診	11月15日(火)
乳がん検診	11月12日(土)
子宮頸がん検診	11月12日(土)

心の健康相談

保健師・相談員等による電話・面接相談を随時お受けしています。

- 健康推進課 健康指導係 ☎ 62-1235
- 高知県幡多福祉保健所健康障害課 精神保健福祉担当
☎ 0880-34-5124 (直通) ☎ 0880-35-5979
- 高知県立精神保健福祉センター ☎ 088-821-4966
- お酒の悩みごと相談 幡多断酒会 大江 拓
☎ 090-1173-4672

インフルエンザ定期予防接種期間延長

問 健康推進課 ☎ 62-1235

インフルエンザ定期予防接種について、広報すくも 2022.10月号でお知らせしましたが、接種期間が延長となりました。

なお、接種期間の延長のみで対象者は変更ありません。

- 対象者**
- 令和4年12月31日(土)時点で65歳以上の方
 - 令和4年12月31日(土)時点で60歳以上65歳未満であって、心臓、腎臓または呼吸器機能に自己の身の辺の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する方およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方

接種期間 1月31日(火)まで

今年度最後のがん検診のご案内

問 健康推進課 ☎ 62-1235

日時 3月11日(土) 受付予定 8時30分~10時30分 **場所** 幡多健診センター**申込期間** 1月10日(火)~2月24日(金)

検診名	対象者	料金
肺がん検診	40歳以上の男女	200円 (65歳以上無料)
胃がん検診(バリウム)		600円
大腸がん検診		200円
乳がん検診	40歳以上の女性(前年度未受診者)	500円
子宮頸がん検診	20歳以上の女性(前年度未受診者)	

申込先 高知県総合保健協会 ☎ 088-831-4351 (平日8時30分~17時)

※幡多地域での検診のご案内です。その他の日程等については、高知県健康対策課HPをご確認いただくか、高知県総合保健協会までご連絡ください。

第44回 部落解放文化祭

部落差別の解消と人権文化の創造を目指して取り組んできた成果や課題を発表・提起することにより、差別のない社会の実現に向けて共に交流・学習し、お互いの幸福と明るい地域をつくることを目的として、第44回部落解放文化祭を実施します。多くの皆様のご来場をお待ちしています。

場所 正和隣保館・正和児童館

日程 2月9日(木)～10日(金) 2月11日(土・祝)は祝日のため休館します。

9時～17時 **作品展示**



10時～11時、14時～15時

**ドキュメント映像
『冬の海』上映会**



2月12日(日)

9時30分～14時30分
作品展示

13時00分～14時30分
人権コンサート

テーマ

～出逢うためにうまれてきた～

シンガーソングライター

太田 遊人 さん



9時30分～11時30分
催し物発表会

※催し物発表会および人権コンサートは人数制限があり、先着順となります。

参加費 無料

※新型コロナウイルス感染拡大の状況により、中止となる場合があります。

問 第44回部落解放文化祭実行委員会(正和隣保館) **☎** 63-2254

プロ野球選手合同自主トレ

次の日程でプロ野球選手の合同自主トレをします。自由に見学できますので、ぜひお越しください。

日程 【第1クール】1月6日(金)～12日(木)

【第2クール】1月13日(金)～22日(日)

場所 宿毛市野球場

※宿毛市野球場でトレーニングしていない場合がありますので、ご了承ください。

- 参加選手**
- 東北楽天ゴールデンイーグルス 鈴木 大地
 - オリックス・バファローズ 小田 裕也
 - オリックス・バファローズ 西野 真弘
 - 東北楽天ゴールデンイーグルス 田中 貴也
 - 東北楽天ゴールデンイーグルス 渡邊 佳明
 - 東北楽天ゴールデンイーグルス 酒居 知史 ※第2クールより参加



問 生涯学習課 **☎** 62-1245

1月の行事予定

イベント・行事等については、新型コロナウイルスの感染拡大防止等のため中止となる場合があります。

日曜	行事名	時間	場所	問い合わせ先	
3 火	令和5年成人式～二十歳の集い～	13:30	宿毛文教センター	生涯学習課 ☎ 62-1245	
6 金	子どもいけばな教室	13:30 15:00	宿毛文教センター	中央公民館 ☎ 63-2618	
7 土	第34回 宿毛市囲碁・将棋名人戦 - 囲碁の部 -	11:50	宿毛文教センター	中央公民館 ☎ 63-2618 囲碁の部 ☎ 090-2822-4599	
8 日	第34回 宿毛市囲碁・将棋名人戦 - 将棋の部 -	子ども部門	8:30	宿毛文教センター	中央公民館 ☎ 63-2618 将棋の部 ☎ 090-9775-2009
		一般部門	11:50		
	消防出初式	9:00	宿毛市総合運動公園	宿毛消防署 ☎ 63-3311	
10 火	ふれあい保育	9:30	市内各保育園	市内各保育園	
	年始の全国交通安全運動（～19日）	-	市内全域	青少年育成センター ☎ 63-4197	
12 木	マイナンバーカード申請・交付・電子証明書更新 夜間窓口開設日	17:15	市民課	市民課 ☎ 62-1233	
14 土	宿毛！！ワクワクたいけんひろば（習字教室）	10:00	正和児童館	（特非）じんけんネットすくも ☎ 090-9710-3321	
17 火	出張年金相談（予約制）※予約は幡多年金事務所へ	9:30	市役所	幡多年金事務所 ☎ 0880-34-1616（自動音声案内）	
		13:00			
19 木	通学路安全の日「三木の日」	7:00	市内全域	青少年育成センター ☎ 63-4197	
	ほっと広場＊西～母推（ばすい）さんの事業	10:00	西地区防災 コミュニティセンター	健康推進課 ☎ 62-1235	
20 金	あいさつ・声かけ運動	7:00	市内全域	青少年育成センター ☎ 63-4197	
	生きがい大学さくら学園 講演	13:30	宿毛文教センター	長寿政策課 ☎ 62-1234	
21 土	ゆめスマイル・イベント「冬のおうちあそび♪」	10:00	みんなの ☎ おうち	ゆめ・スマイル ☎ 090-4780-5706	
	こども食堂ゆめ	12:00	みんなの ☎ おうち	こども食堂ゆめ ☎ 090-5146-7529	
22 日	休日市税納付窓口開設日	9:00	税務課	税務課 ☎ 62-1239	
	第22回 芸能発表会	13:00	宿毛文教センター	中央公民館 ☎ 63-2618	
23 月	ふれあい保育（リトミック、制作）	10:00	宿毛幼稚園	宿毛幼稚園 ☎ 63-2914	
26 木	マイナンバーカード申請・交付・電子証明書更新 夜間窓口開設日	17:15	市民課	市民課 ☎ 62-1233	
27 金	小さな村の小さな展覧会（～31日）	9:00	手代岡隣保館	手代岡隣保館 ☎ 66-0756	
28 土	第18回 健全育成ジュニア駅伝大会	8:45	宿毛市総合運動公園	生涯学習課 ☎ 62-1245	
	宿毛！！ワクワクたいけんひろば （郷土料理教室 & アピールポスター作り）	10:00	正和児童館	（特非）じんけんネットすくも ☎ 090-9710-3321	
	しげちゃんち ～障害のある子どもとその家族みんなで楽しもう～	14:00	正和隣保館	手代岡児童館 ☎ 66-0756	
29 日	マイナンバーカード申請・交付・電子証明書更新 休日窓口開設日	10:00	市民課	市民課 ☎ 62-1233	
31 火	一日行政相談	13:00	宿毛文教センター	高知行政監視行政相談センター ☎ 088-824-4100	

お誕生おめでとう (令和4年11月受付分)

住所	赤ちゃん	保護者
宿毛	しもだ いお 下田 唯央	直輝
和田	なかうえ ゆうげん 中上 由紘	隆嘉
小深浦	はたけやま ことね 畠山 琴羽	淳
山奈町芳奈	みずた ももか 水田 萌々香	新太郎

ご冥福をお祈りします (令和4年11月受付分)

住所	氏名	享年
小筑紫町伊与野	谷口 史郎	87
中央7丁目	河野 知生	75
小筑紫町小筑紫	山下 泰彦	71
長田町	野々下 晋子	90
中央7丁目	大塚 和佐恵	96
小筑紫町小筑紫	堀田 清茂	99

*本コーナーの記事は、家族などからの申し込みにより掲載しています。（敬称略）

☎ 市民課 ☎ 62-1233

広報すくものコーナー「すくすくもっ」とに掲載していただけるお子さんの写真を随時募集しています。詳しくは宿毛市HP内のすくすくもっこのページをご覧ください。（<http://www.city.sukumo.kochi.jp/docs-05/sukusuku.html>） ☎ 企画課 ☎ 62-1255

HAYASHITEI ART 2023

- 芸術が起こる / つながる、林邸 -

日時 1月14日(土) ~ 29日(日)
9時 ~ 17時 ※最終日15時まで

場所 宿毛まちのえき林邸

内容 10名の作家が林邸にて2週間の作品展示をし、林邸が美術館に様変わりする展示会です。

イベント **ギャラリートゥアー**
市民アートガイドによる、展示作品・アート作家に関するツアーです。

アーティストトーク 1月13日(金) 14時~**プレイベント開催!**
展示する作品紹介・作家自身の紹介などを行い、作家について知ることができます。



ワークショップ

※日程変更となる場合があります。

対話型アート鑑賞体験

アート作品と向き合って、自分の目や心や頭で感じたり、考えたことを言葉にする、対話型の鑑賞をおこないます。

日時 1月14日(土) 10時~12時
1月18日(水) 15時~17時

講師 奥田 剛 さん
料金 400円
対象 どなたでも



油絵の具と水彩で描こう!

画家パウル・クレーが用いた「油彩転写」の手法で色彩豊かに絵を描きましょう。

日時 1月14日(土) 14時~15時30分

講師 依岡 みどり さん
料金 1,500円
定員 10名

対象 小学生以上

持参物 ●水彩絵の具 ●ふきん
●筆数本
●筆洗・パレット(小皿やプラカップなどでも可)



版からつくる! 簡単シルクスクリーン

身近に手に入る素材を使って、小さなシルクスクリーンの版を作ります。紙や布、石など、自分の好きなものに刷ってみましょう!

日時 1月15日(日) 13時~15時
1月28日(土) 10時~12時

講師 島崎 桃代 さん
料金 1,500円(材料費込み)
定員 各回6名(要予約)

対象 小学生以上(カッターを使用できる方。大人の方大歓迎!)



子どもも大人もお絵かきワークショップ!

みんなで自由にお絵かきしましょう。

日時 1月21日(土)、22日(日) 各日9時~16時

講師 切道 優太郎 さん
料金 300円
対象 どなたでも



日本画の岩絵の具にふれてみよう

岩絵の具を使って和紙に絵を描く体験をします。

日時 1月22日(日) 14時~15時30分

講師 三好 温人 さん
料金 2,000円
定員 10名

対象 小学生以上



問 宿毛まちのえき林邸 ☎ 79-0563